

# 令和6年度から森林環境税の課税がはじまります

## 森林環境税とは

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止のため、森林整備などに必要な財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。

令和6年度から、国内に住所のある個人に対して、個人住民税(町県民税)均等割とあわせて1人年額1,000円が課税されます。個人住民税が非課税のかたは、森林環境税も非課税となります。

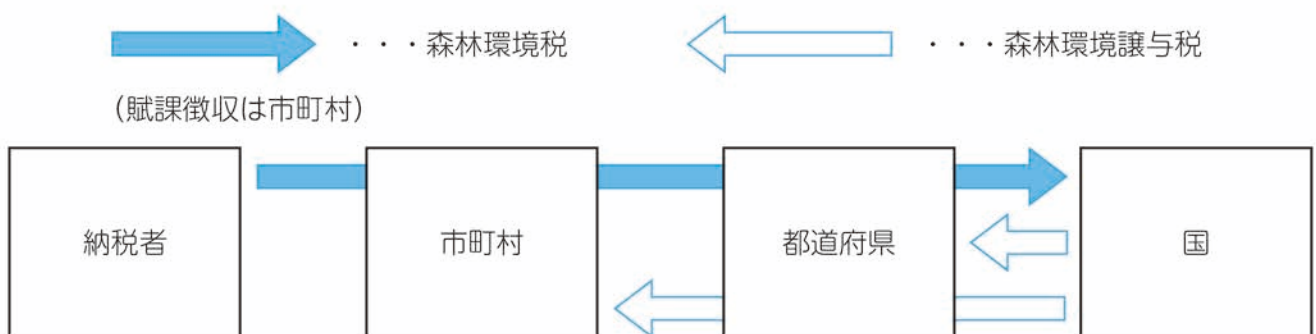
〈森林環境税と個人住民税均等割の課税額〉

		令和5年度まで	令和6年度から
国 税	森林環境税	—	1,000円 / 年
町民税	個人住民税 均等割	3,500円 / 年	3,000円 / 年
県民税		1,500円 / 年	1,000円 / 年
計		5,000円 / 年	5,000円 / 年

## 森林環境税の使い道

森林環境税は、その税収の全額相当が「森林環境譲与税」として、国から各都道府県・市町村に譲与されます。なお、森林整備が課題となっていることから、令和元年度より前倒しで譲与が始まっています。町では、主に森林整備や普及啓発事業などに活用しています。

〈森林環境税と森林環境譲与税のイメージ〉



**問合せ** 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461

## 児童手当の現況届(該当者のみ)をお忘れなく！

原則、現況届の提出は不要ですが、下記に該当するかたは現況届を提出する必要があります。

提出が必要なかたには、6月上旬頃に通知を送付します。該当していても通知が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

**期 限** 6月28日(金)

### 提出が必要なかた(例)

- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が皆野町と異なるかた
- 住民票上、児童と別居しているかた
- 離婚協議中で配偶者と別居されているかた
- その他町から提出を案内したかた

**問合せ** 健康こども課(⑤番窓口) ☎62-1288